

初雪 和歌子

はかなくもつる垣根のはつゆきは

朝日さすまそいのちなりける

冬月 同人

霜ふかみ寒さ身にしむ池のおもの

あしのかれはに月をきらめく

埋火 同人

鳥羽玉の夜やふけぬらしすひつなる

おき火もいつか灰かちにして



説林

児童の道徳的訓練 (二)

黒田 定治

児童の道徳心の發達の模様大凡上述のこととしとすれ

果して然りとせば、児童の道徳訓練の任に當るべき父母又は、教師の發するところの賞罰命令等は、其の性質正當確定にしてよく児童の心意上に影響感化を及ぼすものたらざるべからず。我等はまづ命令の性質につきて、少しく述ぶるところあらんとす。

各特殊の場合に於て、父母又は教師の發する命令は、

は、これが訓練の方法は、素より此の發達の状態に従はざるを得ず。而して上述せるがごとく、児童の最初の道徳心は、罰を恐れ賞讃を喜ぶ利己心より來り、父母教員等自己を支配する人々の命令禁止は、善惡の標準となるものなれば、賞罰命令は極めて不變ならざるべからざること明なりとす。もし公明を缺き轉變常なきときは、決して児童の道徳心をして、健全なる發達を遂げしめ將來善良なる品性完全なる道徳的習慣を形成せしむることを得ざるなり。

父母又は、教師の發するところの賞罰命令等は、其の性質正當確定にしてよく児童の心意上に影響感化を及ぼすものたらざるべからず。我等はまづ命令の性質につきて、少しく述ぶるところあらんとす。

如何なる形式を有すべきかは、素より豫じめ説くこと能はず、其の場合によりて稽考せざるべからざるるものにて、教育者其の人伎倆に任せざるを得ず、然れども一般に通じては、命令は常に、次ぎのごとき性質を有せざるべからざるものなり。

一、父母又は教師の命令は、道徳上の権力を表示するものなり。而して其の真正なる表示するがためには決して偶然的命令たるべからず。其の自儘勝手の意志の發表にあらずして、よく條理に合し理由を有するものたらざるべからず。

一、父母又は教師の發する命令は、正確不變なるを要す、即ち所謂朝令暮改なるべからず。昨日これを許して今日何等の理由なくしてこれを禁ずるがごとき同一の場合に、同一の命令を下さざるときは、鋭敏なる兒童は直ちに、其の缺點を

発見し、其の弱點に付け入り、言を左右に托して其の命令を遵奉せざるに至るべし。

一、されば教育者は、自己の安逸を貪り、懶惰に耽りて兒童の監督を怠り昨日は、一々命令を下したるも今日は捨て、顧みず、兒童のなすところに放任するがごときことあるべからず。

一、教育者は、自己の氣質氣分の爲めに影響を受けて、命令を二三にし、或は其の嚴正の度を増減するがごときことあるべからず。教育者が氣分のわしきために其時は平常許せるところをも禁止し、嚴正の度を増して、徒らに怒聲を發して叱責するがごときことあるべからず。

一、教育者は、素より公平不偏なるを要す。しかし個人的愛憎のために、此の子には此の遊戯を許しながら、彼の子にはこれを禁じ、此の子には温

顔これを命ずるも、彼の子には怒聲これを禁ずるがごときことあるべからず。

一、教育者は、只猥りに兒童等にすかれ、其の父兄等に愛せられて人望を得んがために、其命令及び其嚴格の度に變化あるべからず。然らざれば道徳的法則の代表たる威嚴を損害するに至るべし。

一、教育者の命令は兒童の生活の各部を纏綿し歩き方、口のき、方、手の上げ下げより、さては箸の上げ下げまでかくなせ、しかせよと命令し一舉一動一言一行、悉く命令によらしむるがごときとあるべからず。かく兒童を束縛するどきは、遂には悉くこれを守り能はざるに至るのみならず、兒童は全く受動的のあやつり人形のごとくなりて、善の自發的動作をなすの機會なきに至るべし。

一、道徳上の法則は、決して人のなし能はざることない。児童の行為思想の自由は或一定の限界内に在りて、十分に保護し、命令遵奉と思想行爲の自由と衝突するがごときことあるべからず。これと衝突する命令法則は決して正當なるものにあらず。

一、教育者の發する命令は、簡単明瞭にして誤解せられざるを要す。命令冗長にして、其主意の何れに在るかを知るに困ましめ、或は命令の終りを聞く時に既に其の始めを忘るゝがごときは決して命令の功なきなり。常にくそくしき口やかましさ人の命令よりも、ことば數少く強き命令は、兒童は謹んでこれを遵奉するものなり兒童には大概の場合命令の理由説明を附するに及ばず、全く教育者の威信に任かすべし。

を望むものにあらず。而して教育者は、其道德上の法則の代表者たれば、相當の努力を以てするも爲し能はざるがごときを命令すべからず。爲し能はざることを責め無理なることを學ひどきは、兒童は自然に不柔順となり、しかる其の不柔順は却て正當となるに至るべし。

女子の職分

(前號の續き)

單念士

女子と雖も活動勢力なきものにあらず、女子と雖も或仕事をなし、或企てをなして家庭社會國家の効益を

なしえざるものではあらせん。只仕事企劃の方面が男子と異なるのみであります、即ち女子の働くは重に内事に關し、小事に關するものであります、然れど世の中のこととは、外事と大事ではかり立つものではあり

ません、此兩者相俟ちて始めて家族社會國家の改良進歩は企圖せらるゝものであります。然るに世には女子は何事をも爲し得ずとなし、男子とは比べにならずとなし、改良進歩其健各種の計畫をなすは男子にのみ限る様に云ふものあれども、之れは比較の標準を誤りたるものと云はねばなりません。何となれば此等は皆女子は男子のする仕事はなし得ず、よしなすも比較にならずと云ふのみ、もし地を換へば女子も尙同じ詞を云ふことが出來ましょー、故に女子と雖も家族社會國家に對し、相當なる職分を盡し得ると云ふことは勿論であります。

さて世の多數の女子は、婚姻と共に明に重大なる職務を負ふものであります。而して此職務は女子自身に取り、又家族社會國家に取りて相當且つ重大なる仕務であると云ふことは何人も疑はぬのであります。否